

裾野市議会  
議会改革特別委員会

活動報告書

平成 26 年 12 月～平成 28 年 8 月

## はじめに

裾野市議会では平成 22 年 4 月に当時の議長より議会運営委員会へ議会基本条例について協議することの諮問を受け、その 12 月に議会改革等検討特別委員会を設置。議会基本条例についての検討を重ね、平成 25 年 4 月 1 日に裾野市議会基本条例が施行された。

その後、平成 26 年 10 月には裾野市議会の改選が行われた。改選前の議会運営委員会で、これからの更なる議会改革の必要性から、新たなる特別委員会の設置の必要性が論じられており、改選後 3 回の「会派代表者会」が開催された。

二元代表性の一方の主体として、地方分権にふさわしい、より市民に必要とされる議会とするために、議員・議会が本来やるべき役割を精査し、市民の負託に応え、市民の期待する政策形成・行政監視の役割を果たすために「議会改革」について調査・検討を進める必要があり、現在の厳しい財政状況を考えても、地方分権時代の地域経営を担う議会にとっての「議会改革」はこれからの議会にとって必須要件であることから、裾野市議会改革について、特別委員会を設置する決議が全員一致で可決された。

## 組織および目的等

1. 名称 裾野市議会改革特別委員会
2. 目的 議会の組織、運営等に関する次の事項について調査・研究を行う。
  - (1) 議会活動のあり方、環境整備について
  - (2) 議会改革に関する例規の整備について
  - (3) その他議会改革に付随する課題について
3. 委員の定数 21名
4. 調査期間 特別委員会は目的が達成されるまで閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

## 活動の経過概要

これまで協議した本委員会の概要を以下に記す。

	開催日	検討事項	確認事項
第1回	平成27年 1月25日	特別委員会の運営	○委員会運営にはルールが必要ではないか。分科会、全体での協議等、進め方についての提案があった。
第2回	2月18日	特別委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議の要旨は事務局で作成する。</li> <li>●特別委員会の運営については、委員会条例、会議規則に則って運営する。</li> <li>●例規等で明確化されていない点については全体に諮って決定する。</li> <li>●特別委員会は原則公開とする。</li> </ul>
第3回	2月24日	特別委員会の運営 ・議長、監査委員の取扱い ・正副委員長の運営補佐役（仮称）の人選	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正副委員長の補佐役は課題ごとに、委員長が指名する。</li> </ul>
第4回	3月26日	正副委員長の補佐員選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補佐員の指名</li> </ul> <p>○補佐員はあくまで作業の補助であり、議論は21名で行うべきとの意見あり。</p>
第5回	4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会の公開、HPでの公開</li> <li>・検討課題の振り分け</li> <li>・正副議長選考委員会</li> <li>・議員定数の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会の公開、HPでの公開については、常任委員会の件と一緒に特別委員会で検討する。</li> <li>●議会報告会での特別委員会の活動報告については、議会運営委員会で検討する。</li> <li>●各委員からの提出課題の振り分け先は、委員長資料による</li> <li>●選考委員会については優先順位の検討の中で協議する。</li> <li>●議員定数見直しについては、各委員の考えを提出する。</li> </ul>
第6回	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議長から区長会に対し、議員定数について、特別委員会で検討を始めたことについて伝える。</li> <li>●議員定数の検討については、議長を含め全委員で検討する。よって、議長の諮問という形では行わない。</li> <li>●議員定数の検討に関わる調査については、事務局から一括で依頼。依頼先は、県内の市はすべて、町は近隣、県外は近隣における当市と規模の近い市を対象とする。</li> <li>●調査事項は、議員報酬、政務活動費、一般会計、議会費、選挙状況、議員定数、人口、定数検討の変遷と理由、その他とする。</li> </ul>

		・課題の優先順位	●全委員で資料を参照し、議運と特別委員会で取組むものを仕分けする。
第7回	5月15日	改革に向けた検討課題	●課題検討の検討先についての割り振り 議会運営委員会、議会だより編集委員会、会派代表者会、特別委員会へ割り振り
第8回	5月25日	・議員定数について ・検討課題の振り分け	●議員定数の検討に係る、他市町への調査事項の内容決定。 ●課題検討の検討先についての割り振り（前回続き）
第9回	6月12日	・課題の優先順位  ・正副議長選考委員会	●優先順位選定に基づく集計により、合計人数の多かった3つ「予算・決算審査方法」「委員会協議会のあり方」「人事に関すること 正副議長選考」を優先的に検討していく。 ●議員定数の検討については、他市町調査事項の結果が出てから検討する。 ○正副議長の選考方法について様々なご意見あり。⇒継続
第10回	6月19日	・正副議長選考委員会のあり方および選考方法	○正副議長の選考方法について様々なご意見あり ●選考委員会のあり方および正副議長の選考方法については、次回結論を出す。
第11回	6月24日	・正副議長選考委員会のあり方および選考方法	●正副議長の選考においては、①選考委員会で行う、②選挙で行う、について採決し、選考委員会で行うことに決定した。 ●選考委員会の委員の選出については、「議長が各会派からの選考委員を招集すること」とする。
第12回	7月6日	・正副議長選考委員会のあり方および選考方法	●正副議長選考委員会の申し合わせ事項については、現行のままとする。 ○正副議長選考委員会の規程について協議 ●選考委員会の規程として、選考委員会の設置時期は「6月定例会終了後」とする。ただし、改選時は「速やかに設置する」とする。
第13回	7月22日	・正副議長選考委員会のあり方および選考方法 ・予算・決算委員会の現状と改善策	●正副議長選考委員会に関する規程の内容について決定。 ●規程ではなく「決定事項」として取り扱うことに決定。 ○予算決算委員会の現状と課題について意見交換
第14回	8月10日	・一般質問の答弁方法変更 ・正副議長選考委員会のあり方および選考方法 ・予算・決算委員会の現状と改善策	●当局から提案された一般質問の答弁順序の提案を了承。 ●「裾野市議会正副選考委員会に関する決定事項」の決定。取り扱いについては、外部へは出さない等で決定した。 ●現在の3常任委員会を分科会とした予算決算委員会を常任委員会として設置する。これは全議員が委員となり、全議員で採決するもので決定。 ●予算と決算を1つの常任委員会とすることで決定。 ●予算決算常任委員会の委員長を副議長、副委員長を議会運

			<p>営委員会副委員長とすることで決定。</p> <p>●予算決算委員会の委員は、議長を含めた全議員で構成するものとする。とすることで決定。</p> <p>●予算決算委員会の設置については、委員会条例の一部改正で対応することで決定。</p>
第15回	8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算委員会の現状と改善策</li> <li>・委員会協議会のあり方</li> </ul>	<p>●予算決算委員会の委員の任期は4年とする。とすることで決定。</p> <p>●予算決算委員会で補正予算の審査も行う。とすることで決定。</p> <p>○委員会協議会のあり方について意見交換</p>
第16回	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算委員会の現状と改善策</li> <li>・本会議の庁舎内放映</li> </ul>	<p>●補正予算について、事前の委員会協議会で当局より説明してもらい、ここで質疑はしない。本会議開会後の委員会で質疑、審査をする、ということ。とすることで決定した。</p> <p>●補正予算以外の議案は、委員会に付託する。とすることで決定した。</p> <p>●本会議を庁舎内各階のテレビで見れるようにする件については、進める。とすることで決定した。</p>
第17回	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会協議会のあり方</li> </ul>	<p>●議案の委員会への付託の有無は、今まで同様に事前の委員会協議会で各委員会にて決める、その委員会協議会は今までと同様の時期に行う。ということ。とすることで決定。</p>
第18回	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算委員会の現状と改善策</li> <li>・議員定数について</li> <li>・振り分けた検討課題等</li> </ul>	<p>●予算決算委員会の設置に係る委員会条例の改正案を3月定例会に上程し、平成28年度から始動する。とすることで決定。</p> <p>○議員定数について協議</p> <p>○会派代表者会、議会運営委員会、議会だより編集委員会より振り分けた課題の協議状況について報告。</p>
第19回	11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数について</li> </ul>	<p>○議員定数について協議</p>
第20回	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数について</li> </ul>	<p>○議員定数について協議</p>
第21回	12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより編集委員会について</li> </ul>	<p>○議会だより編集委員会について協議</p>
第22回	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算決算委員会について</li> </ul>	<p>●予算決算委員会の日程について、今までどおりの当市の日程、流れの中に組み込む。とすることで決定した。</p>
第23回	1月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数について</li> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・予算決算委員会について</li> </ul>	<p>○議員定数について協議</p> <p>○今後のスケジュールについて協議</p> <p>●予算決算委員会の委員の定数は21人とする。とすることで、予算決算委員会の設置に係る委員会条例一部改正案は前回配布した仮の案で上程することが決定した。</p>

第 24 回	2月8日	・ 予算決算委員会について  ・ 議員定数について	●人事、専決、契約、市道認定・変更・廃止の議案は、付託を省略することで決定した。 ○議員定数について、区長会からの意見を議長から報告。
第 25 回	2月18日	・ 予算決算委員会について  ・ 一般質問の方法変更について  ・ 議員の住所、電話番号について	●「(4)キ 分科会は委員の定数の・・・」の「委員」を「分科会委員」に書き換えることで決定した。 ●議会運営委員会で決定し、当局との調整を行った方法について報告、了承した。 ①一問一答の場合のみ回数制限なし ②質問者の登壇なし ③一問一答の場合、1問目から ④質問の順番での答弁 ⑤一括方式は現状通り ⑥一括質問でも登壇なし ○HPへの情報公開について、次回までに各自検討
第 26 回	3月16日	・ 予算決算委員会について  ・ 議員の住所、電話番号の公開について	●申し合わせ事項追加案(仮)について、「12(4)キ」の「委員」を「分科会委員」に(前回、決定)、「12(4)ア」の「担当するものとする」を「担当させるものとする」に変更し、これで申し合わせ事項の追加事項とすることで決定した。 ●ホームページへの掲載や問い合わせの際に知らせることの可否について、議員個人の選択制とすることで決定した。
第 27 回	4月5日	・ 議員定数について ・ 政策討論会の開催について	○区長会らの意見書提出について、その概要説明 ●政策討論会を、平成28年4月26日(火)午後1時00分～午後3時00分に開催することで決定した。
第 28 回	4月26日	・ 議員定数について  ・ 通信機器の持ち込みについて	○データ分析による議員定数の検討 ●結論を出す時期は、こちらからは1年前とは言わないこととし、現在は議論をしている最中のため議論が深まったら決めることとした。 ●周りの市民5人以上から、議員定数についての考え、意見を聞き、6月定例会開会前までに書面で提出することとした。 ●議場への通信機器の持ち込み禁止の検討について、持ち込んでよいという意見の議員は、どういう使い方をしているのか他市の事例を調査し、どういうルール作りをするのがいいか提案することとした。
第 29 回	5月24日	・ 付託省略案件の追加について	●付託を省略する議案について、報告案件を追加し、①人事案件、②専決案件、③契約案件、④市道認定・変更・廃止案件、⑤報告案件 の5種類とすることで決定した。 ●委員会(分科会)協議会では基本的に当局の説明のみで質

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算決算委員会(平成 28 年 6 月定例会)の流れについて</li> <li>・ 通信機器について</li> </ul>	<p>疑を行わないとしていたが、付託を省略する議案については質疑を行うこととすることで決定した。(この件は 5/10 の議会運営委員会で決定しているが、この場でも諮り、改めて決定した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算決算委員会分科会と委員会を併せて行うことについて、傍聴者にそれぞれの区切りがわかるように、予算関係が終わった時点で予算決算委員会分科会が終わった旨の文言を入れるべきだとの意見があったが、委員会では議案審査を進めていく上で議案名を述べていくのだから冒頭で併せて行うことを言えばいいという意見もあり、委員長が冒頭で述べることで決定した。</li> <li>● ケータイ(通信機器)を持ち込む際は、電源を切る、使用しない、とすることとした。</li> </ul> <p>○ 議会の IT 化は、先進地事例を参考に調査、検討する。</p>
第 30 回	6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信機器の持ち込みに関する会議規則の条文について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当市議会会議規則第 152 条を標準市議会会議規則の条文に合わせる形で改正することで決定した。</li> </ul> <p>改正は 9 月定例会に上程することとした。</p>
第 31 回	7 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算決算委員会を取り入れた 6 月定例会の反省について</li> <li>・ 議員定数について</li> </ul>	<p>○ 各委員より反省点について意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6 月定例会について出された意見を取りまとめて議会運営委員会に送ることで決定した。</li> </ul> <p>○ 市民からの意見の取りまとめ結果の報告</p>
第 32 回	7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の IT 化について</li> <li>・ 費用弁償について</li> </ul>	<p>○ タブレットを用いた活用事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● タブレット導入について、前向きに検討していくということで決定した。</li> </ul> <p>○ 費用弁償に関する委員より提出された意見の説明</p>
第 33 回	8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用弁償について</li> </ul>	<p>○ 費用弁償に関する近隣市町の状況資料の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第 4 条第 3 項の費用弁償について、現状のとおりとすることで決定した。</li> </ul>
第 34 回	8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの活動報告について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動状況について議場での報告を行う。</li> <li>● 活動状況について HP への掲載を行う。</li> </ul> <p>○ IT 化についての調査委員会について</p>

## 調査・検討内容および決定事項

### 正副議長選考委員会

#### 【提案課題】

- ・正副議長の選考では、大きい会派が有利との感じがあり、市民に対する透明性の高さでも選挙の方が良いとの議員が増えた。選考委員会設置の可否について協議する必要がある。
- ・選考委員の時、委員会でまとめることが困難であるとの経験し、正副議長の選出方法について再検討する必要がある。

#### 【決定事項】

- 正副議長の選考については、これまで通り選考委員会を設置し選考を行う。  
委員会は6月定例会終了後に設置し、初回委員会の招集は議長が行う。  
また、選考委員については、各会派から1名選出することとした。



# 予算・決算委員会

## 【提案課題】

・予算決算審査の方法について、議案は一体不可分のもので、2以上の委員会で審査すべきでなく、現状の分割審査を見直す必要がある。

## 【決定事項】

### ●予算決算委員会の設置

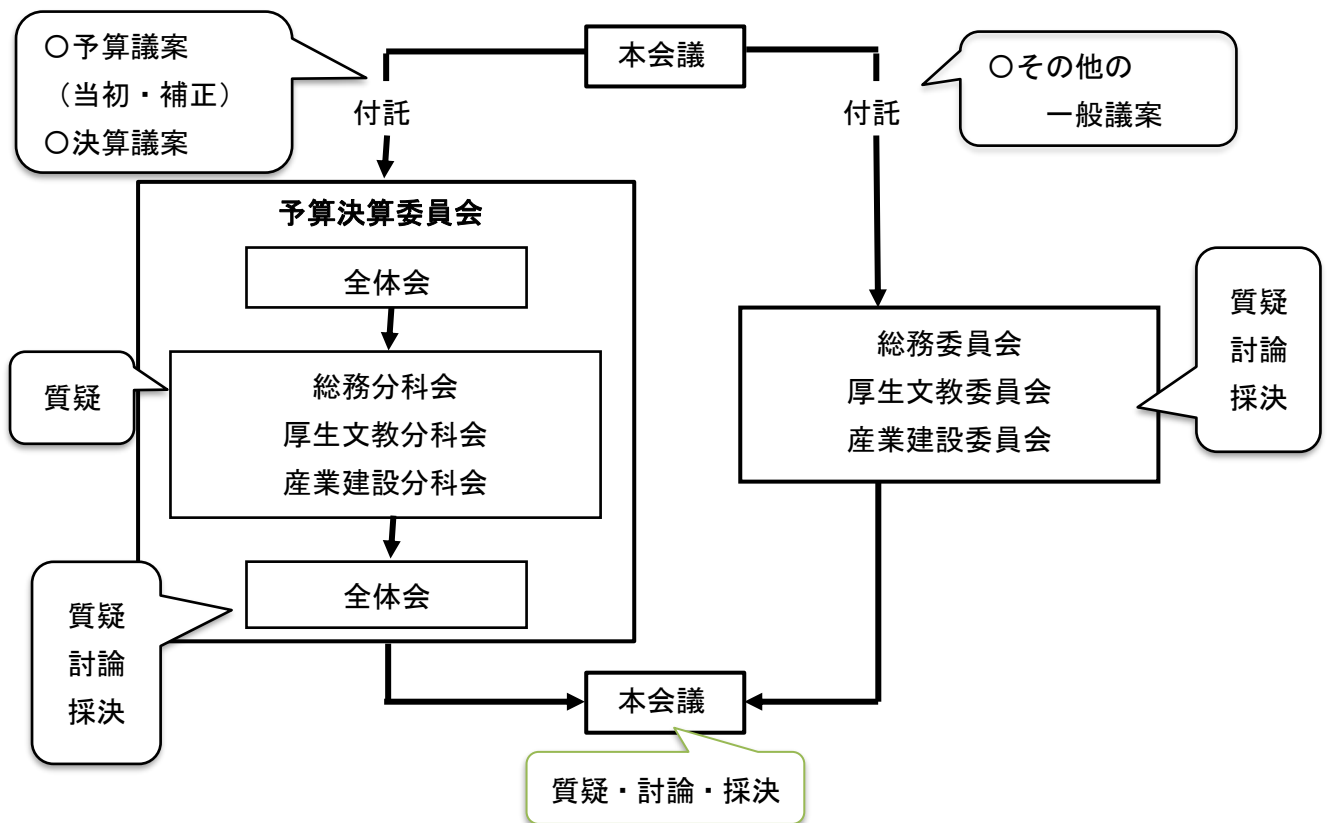
・3 常任委員会を分科会とした予算・決算に関する予算決算委員会を、議長を含めた全議員を委員として設置する。委員の任期は4年とする。

なお、予算決算委員会の設置については、平成28年3月定例会において、委員会条例の一部改正を行い、平成28年6月定例会より始動した。

・補正予算についても、予算決算委員会で審査を行う。

### ●議案の付託

・補正予算以外の議案については、常任委員会にて付託して審査を行う。ただし、人事、専決、契約、報告、市道認定・変更・廃止の議案は、付託を省略することで決定した。



※平成28年6月定例会の議会運営の反省点を協議し、9月定例会へ反映する予定

# 議員定数について

## 【提案課題】

- ・議員定数については、市民要望が多い。区長連合会からの要望に対し改選後に検討することを回答している。早急に結論を出すべきと考える。
- ・平成 25 年度区長連合会から提出された議員定数の削減については、市民の意見として真摯に受け止めるべきである。また、当時の議長が改選後には今後の課題として協議をしていくと伝えた以上は議会改革の優先課題として取り組むべきと考える。市議会議長宛に提出された議員定数削減の申し入れに対し、改選後に検討と回答したため検討が必要である。
- ・削減ありきではなく、議会の果たす役割・市民の望む議会について学習し、自分たちで考え決定をする必要がある。

## 【調査事項】

- 議員定数の検討を行うにあたり、参考データとして、近隣市町および類似団体に対して議会の概要の調査を行った。さらに、様々な視点からのデータ分析を行った。
- 市民による議員定数に対する意見収集として、各委員が市民への聞き取り調査を行った。

## 【継続検討】

- 議員定数について検討を行うに必要なデータ、情報等の収集はほぼ完了した。今後、裾野市議会としての議員定数を定めるための協議、検討が必要である。なお、議員定数については、遅くとも市議会改選 1 年前までに結論を出す。

# 一般質問実施方法

## 【提案課題】

- ・一般質問の一问一答方式について、質問回数の制限は当局との深い議論ができないまま次の質問に移らなければならない。決められた質問時間をどのように使うかは議員の資質・能力であるが、当局の都合で質問回数が決めていることについては回数制限の撤廃を求めるべきである。
- ・一问一答方式は一回目から一问一答とすることで、登壇の必要は無くなる。また、今の方法では、市民から見て、最初の質問に対しての答弁がほとんど分からないと考える。(質問順に答弁があるわけではない点も含め) 市民に分かりやすい方法が必要である。
- ・一般質問の時期を議会終盤ではなく、前半に実施できないだろうか。通告してからの時間が空きすぎ、予算質疑で気を遣わなくて済む。最悪修正案で予算等に反映することもできなくはない。
- ・議員が住民の代表として一般質問を行う事は、市民が議会に対し関心を持つことになり傍聴につながる。今後は議会の活性化を目指し、更なる傍聴者数増員を図るべきである。それらを鑑みれば、現況の答弁順序は一般市民には解かりにくくなっている所以で議員の質問順に答弁順序を変更することが当然と考える。

## 【決定事項】

- 議会運営委員会にて検討し、当局と協議の結果、一般質問の実施方法について決定した。
  - ①一问一答の場合のみ質問回数の制限はなし。
  - ②質問者の登壇はしない。
  - ③一问一答の場合、1問目から一问一答方式で行う。
  - ④質問の順番での答弁となる。
  - ⑤一括方式は現状通りで行う。
  - ⑥一括質問でも登壇はしない。

※一般質問の実施方法の変更は平成28年6月定例会より実施

# 通信機器

## 【提案課題】

- ・議場には通信機器の持ち込みは禁止されているが、事実上携帯電話をはじめとした通信機器が持ち込まれている。現在の条例とのずれを直すとともに、今後コスト削減のためのペーパーレスの議会も視野に入れて、タブレットやノートP Cの持ち込みを検討すべき。
- ・本会議場内の LAN 設備による情報の共有化やタブレットの活用により、資料の共有を出来ることで、情報の迅速化と紙媒体による資料費等の削減につながる。

## 【決定事項】

- 会議規則第 152 条を標準市議会会議規則の条文に合わせ、通信機器の持ち込みに関する条文を削除し、携帯電話（通信機器）の議場への持ち込みは可能とするが、持ち込む際は、電源を切り、使用はしないこととする。
- タブレット導入に関しては、前向きに検討を行なっていくことで決定した。

## 【継続検討】

議会へのタブレット導入については、検討を行うにあたり、少人数での調査部会を設け、先進事例の調査、費用対効果等について調査していく。また、当局との調整、協議を実施していきたい旨を要望する。

## 費用弁償

### 【提案課題】

・議員の費用弁償については地方自治法第 203 条に謳われており、公法上の権利であるように書かれている。しかしながら、議員の報酬は、定例会開期中のみでなく閉会中であっても所管事務調査事件についての議員活動が認められていることにより、それらに対しても支払われるものと認識している。とすれば、議員報酬に重ねて費用弁償を支払う事は二重払いと考える。また、議員研修会が他市町で行われる場合でも「出張などの本来の勤務場所と異なる場所で勤務させられる時に支払われるもの」のような「日当」については、「議会開催地で行われる会議に出席するのは、議員が本来の勤務場所において勤務する事にほかならない。」と考えるべきであり、費用弁償の対象とすることは理解できない。以上のことから、議員の費用弁償の制度は廃止すべきである。よって協議・検討を行う必要がある。

### 【決定事項】

●費用弁償のあり方について、調査、検討を行ったが、現状のとおりとすることで決定した。

## 議会だよりの改革

### 【提案課題】

・「議会だより」の内容を検討し、市民に議会活動をより分かってもらえるようにするために、検討を行う必要がある。

・議会だより編集委員会に公聴の役割も担い、広報だけでなく市民からの意見を公聴する役割も担えないか。議会だよりのあり方について協議・検討をする必要がある。

### 【決定事項】

●議会だより編集委員会において、改革について検討を行い、より市民にわかりやすい議会だよりを目指し、紙面掲載の内容等の充実を図った。

●公聴についての役割については、現委員会の制度では難しく、現状のまま行うこととした。